

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業理念およびコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を当社のアイデンティティ(存在意義)とし、すべての役員と従業員がこれらを共有し、高い目標の実現に向かって常に挑戦し続けます。

企業理念: 私たち(クレハ)は

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

目指すべき方向: 私たち(クレハ)は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

行動基準: 私たち(クレハ)は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ: 顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ: 常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ: 相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

当社は、コンプライアンスの実践を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、別途定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(URL:<http://www.kureha.co.jp/ir/policy/governance.html>)を指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、クレハグループ(当社およびグループ会社)の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2 取締役および執行役員ごとの報酬額】

各取締役の固定報酬と賞与は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役社長による評定に基づき決定します。その評定について報酬委員会の審議を経ることにより、報酬額の客観性・透明性を確保します。各執行役員の報酬額は、社内規程に基づき、代表取締役社長が決定します。

【補充原則4-3 CEOの選任】

代表取締役社長の選任は、指名委員会が審議し、取締役会議長が内容を検討した結果を取締役に提案します。

【補充原則4-3 CEOの解任】

代表取締役社長の解任は、指名委員会が審議し、取締役会議長が内容を検討した結果を取締役に提案します。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、ジェンダーや国際性などを含む多様性を考慮しつつ、個々の能力や適性を総合的に勘案し、当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割・責務を果たすことが期待できるものを取締役として選任します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】株式の政策保有に関する方針

1. 当社は、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有します。この政策保有株式については、取締役会において、保有目的が適切であり、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄か否かを精査し、保有の適否を検証しています。保有意義の薄れた株式については、取引先との対話、市場への影響、有効な資金活用の有無等を総合的に考慮した上で段階的に削減を進めていきます。2018年度は取引先31社、金融機関9社、その他1社を保有します。

2. 当社は、政策保有株式の議決権の行使については、それぞれの議案が当該企業の中長期的な企業価値の向上、株主価値の毀損につながるものでないかを総合的に判断し、行使を行います。

【原則1-7】関連当事者間の取引に係る適切な手続き、枠組みの開示

取締役会は、当社取締役や主要株主等の関連当事者と当社との間に生じる利益相反を適切に管理します。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

1. 当社の確定給付企業年金は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを十分認識し、経理本部長、管理本部長、人事部長、経理部長、財務部長で構成される退職年金委員会を設置しています。退職年金委員会は年2回開催され、運用結果に対するモニタリングを行っています。

2. 当社が委託している運用機関は既にスチュワードシップコードの受入を表明しています。当社は委託している運用機関の四半期毎の運用報告

会を通じて、スチュワードシップ活動のモニタリングを定期的実施しています。

【原則3 - 1】情報開示の充実

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念は、本報告書の1 - 1をご参照ください。また、当社は中期経営計画を策定しており、その詳細については、適宜当社ホームページに公表しています。(URL:http://www.kureha.co.jp/ir/policy/middle_plan.html)

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の1 - 1および「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。(URL:<http://www.kureha.co.jp/ir/policy/governance.html>)

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<方針> 取締役会は、取締役・執行役員の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人材の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とします。取締役の報酬は毎月定額で支給する固定報酬の他、賞与およびストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬とします。社外取締役の報酬は月額報酬のみとします。執行役員の報酬は、基本給と賞与で構成します。

<手続> 上記方針に基づき、取締役の報酬制度は、必要に応じ、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会で審議し、取締役会議長が内容を検討した結果を取締役に提案し、決議します。

〔取締役および執行役員ごとの報酬額〕

<考え方> 各取締役の固定報酬と賞与は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役社長による評定に基づき決定します。その評定について報酬委員会の審議を経ることにより、報酬額の客観性・透明性を確保します。各執行役員の報酬額は、社内規程に基づき、代表取締役社長が決定します。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

〔取締役の選任〕

<方針> 取締役会は、取締役・執行役員の人事について、会社の業績等の評価を踏まえ、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、適切に実行します。取締役の選任に当たっては、取締役会全体としての知識・能力・経験のバランス、多様性を考慮します。

<手続> 上記方針に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会で審議し、取締役会議長が内容を検討した結果を取締役に提案し、決議します。

〔監査役選任〕

<方針> 監査役選任に当たっては、高い倫理観と監査役として必要な見識、能力、経験を有し、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者とします。

<手続> 監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ます。

〔代表取締役社長および執行役員の選解任〕

<考え方> 代表取締役社長の選解任は、指名委員会で審議し、取締役会議長が内容を検討した結果を取締役に提案します。執行役員の選任は、取締役会で候補者を審議し、決定します。各取締役は、執行役員が選任理由から逸脱した業務執行を行っていることと認められた場合には、取締役会に執行役員の解任を提案します。

5. 経営陣幹部および取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者について、個々の経歴と選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4 - 1】経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示

取締役会決議事項以外については、経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、「権限基準規程」にもとづき執行役員を主な構成メンバーとする経営会議において審議・業務執行を行います。

【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、取締役会の監督機能を高める観点から、独立社外取締役を2名以上選任します。

【原則4 - 9】社外役員の独立性判断基準

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役または独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた「社外役員の独立性判断基準」を策定し、本報告書5章その他に「社外役員の独立性判断基準」を記載しています。

【補充原則4 - 11】取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方

当社は、当社およびグループ会社の規模、事業内容を踏まえ、取締役会は10名以内で構成し、そのうち独立社外取締役を2名以上選任します。選任にあたっては、取締役会全体としての知識・能力・経験のバランス、多様性を考慮します。

【補充原則4 - 11】社外取締役・社外監査役の兼任状況の毎年開示

当社取締役および監査役の他上場会社等の社外役員の兼任状況については、株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4 - 11】取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示

当社は、取締役会の機能の向上を図るため、その実効性について毎年分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしています。2017年度については、2018年3月に取締役および監査役の全8名を対象に、2017年度の「取締役会の実効性の評価」に関するアンケートを実施し、2018年4月度の定時取締役会にて自己評価の集計結果に基づき審議を行いました。具体的には(1)取締役会の構成、(2)取締役会の運営、(3)取締役会の議題、(4)社外取締役への支援、監査役への期待、(5)ステークホルダーとの関係、について評価を行った結果、いずれの項目においても適切に実施され、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認しました。

【補充原則4 - 14】取締役・監査役へのトレーニング方針の開示

当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供します。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、以下の取組み方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等と建設的な対話を行います。

(1) 主管および実施内容

・株主等との対話は、広報・IR部および総務部が主管し、代表取締役社長および担当役員と連携の上、適時適切に実施します。

・広報・IR部および総務部は、社内各部門との定期的な意見・情報交換を行うなど、有機的な連携を図ります。

・当社は、株主等による当社への理解促進を図るため、株主総会での事業報告、株主等に対する各種資料の送付、当社ホームページ上での情報

発信、機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、および国内外の機関投資家との個別面談などを積極的に行います。

・株主等から得られた意見・情報は、当社経営のレビューと方向付けに活用します。

(2)情報管理基準

・株主等との対話を行う者は、未公表の重要な会社情報について、「情報開示規程」および「内部者取引管理規則」にしたがい厳重に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,188,000	10.59
明治安田生命保険相互会社	1,374,600	6.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	953,300	4.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	732,300	3.55
東京海上日動火災保険株式会社	650,020	3.15
JP MORGAN CHASE BANK 385166	420,600	2.04
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	401,800	1.95
株式会社みずほ銀行	400,000	1.94
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576	388,200	1.88
GOVERNMENT OF NORWAY	374,255	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
戸坂 修	他の会社の出身者													
尾越 忠夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

戸坂 修		<p>製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門の担当経験から、特に技術、研究の視点から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般への助言と監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役としています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。</p>
尾越 忠夫	<p>尾越忠夫氏は、現在、常磐興産株式会社監査等委員である取締役(社外)を務めております。常磐興産株式会社と当社および当社グループ会社との間には、前事業年度において、業務上の取引等がありますが、当社および当社グループ会社の購入実績等は同社の売上高の1%未満です。</p> <p>同氏は、2006年3月まで㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)の業務執行に携わっていました。現在の同行と当社および当社グループ会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社グループ会社は複数の金融機関と取引を行っており、2018年3月期末における同行からの借入れは当社連結総資産の3%未満であり、同氏が同行を退行してから12年以上経過しています。</p> <p>また同氏は、2006年3月から2010年6月までみずほ証券㈱に勤務していました。2017年4月から同社理事を務めておりましたが2017年6月に退社しております。同社と当社および当社グループ会社との間には、証券関連業務の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への業務委託実績は、同社の営業収益の1%未満です。</p>	<p>金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験を有しており、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般への助言と監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役としています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会は、代表取締役社長、代表取締役、取締役の選任・解任に係る事項、ならびに代表取締役社長の後継者候補とその育成計画に係る事項を審議し、取締役会への付議内容を検討します。報酬委員会は、取締役の報酬の体系・制度の方針に係る事項を審議し、取締役会への付議内容を検討します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役は、内部監査の年次計画に基づく業務監査実施状況について定期的に報告を受け、意見交換を行っています。また、日常的に連携して、監査運営上の充実を図っています。
- ・監査役は、「財務報告に係る内部統制」の監査の実施状況について、内部監査部から定期的に報告を受け、意見交換を行っています。
- ・監査役は、会計監査人と定期的かつ随時コミュニケーションを持ち、監査状況の確認を行うとともに、監査上の必要事項に関する諸問題について、意見交換を行っています。
- ・監査役は、会計監査人の会計監査、実地棚卸立合、グループ会社往査に立会い、監査結果の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 治紀	他の会社の出身者													
北村 大	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

山口 治紀	<p>山口治紀氏は、2002年4月まで安田生命保険相互会社(現明治安田生命相互保険会社)の業務執行に携わっていました。2002年4月から安田ペインウェバー投信(株)、2003年8月から安田投信投資顧問(株)(安田ペインウェバー投信(株)と安田投資顧問(株)が合併)、2010年10月から2012年6月まで明治安田アセットマネジメント(株)(安田投信投資顧問(株)とMDAMアセットマネジメント(株)が合併)の業務執行に携わっていました。</p> <p>現在、明治安田生命保険相互会社および明治安田アセットマネジメント(株)と当社および当社グループ会社との間には、企業年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社らへの運用委託料・保険料等実績は、同社らの保険料等収入の1%未満です。</p>	<p>金融機関の経営担当経歴から、グローバルで高い専門的な知識と経験を有しており、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割と責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。</p>
北村 大	<p>北村大氏は、北村・牧山法律事務所弁護士、日本パシフィックセンチュリーグループ有限会社監査役、パシフィックセンチュリーホテル(株)監査役、および興和紡(株)社外監査役を兼務しておりますが、各社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引はありません。</p>	<p>弁護士および元外交官としての専門的な知識と経験を有しており、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割と責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員資格を満たすすべての社外取締役および社外監査役を独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

2007年2月13日の取締役会において、役員報酬制度の改定について決議しました。すなわち、経営の成果責任を明確にし、公正で透明性の高い役員報酬制度とすべく、業績と連動した賞与制度を導入するとともに、ストックオプションとしての新株予約権を付与する方式に改めることとしました。これらの施策は、2007年6月27日開催の第94回定時株主総会で承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

当社は役員報酬制度にストックオプションとしての新株予約権を付与する方式を導入しておりますが、社外取締役および監査役につきましては、コーポレート・ガバナンスの強化という経営上の重要な職務の性質・役割等に鑑み、いずれもストックオプションとしての新株予約権の割当を行いません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役8名に支払った報酬等の額 222,684千円 (うち社外取締役4名 33,150千円)。

監査役4名に支払った報酬等の額 52,500千円 (うち社外監査役2名 30,000千円)。

(注)1. 上記報酬等の額には、2018年6月26日開催の第105回定時株主総会で承認された取締役賞与の総額37,000千円(社外取締役を除く)が含まれています。

(注)2. 上記報酬等の額には、2017年7月18日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役3名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権11,234千円(報酬等としての額)が含まれています。

2. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役・執行役員の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および非常勤の社外監査役に対しては、取締役会議案資料を事前に配布し、必要に応じて執行部門から説明を行い、その活動を補佐しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には社長経験者に相談役を委嘱する制度がありますが、経営陣へのアドバイザーとしての役割に限定し、経営の意思決定には関与しません。なお、現在、該当する者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制

・当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、独立社外取締役2名以上を含む、10名以内で構成し、取締役会長(空席の場合は代表取締役社長)が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行っています。経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長以下の執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、当社の経営に関する重要案件等について審議し、経営上の意思決定が効率的に行われることを確保しています。

・具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図っています。

・また、当社は、代表取締役社長、代表取締役および取締役の指名および報酬に関する事項について、取締役会における意思決定の透明性の確保とステークホルダーへの説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を2018年6月26日付で設置しました。

・当社は、監査役会を設置し、独立社外監査役2名以上を含む、4名以内で構成しております。監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制を確保しています。また、経営会議および連結経営会議の議案の審議状況についても監査役が把握できるようにしています。

・代表取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行っています。

・当社と当社グループ会社における中長期的な経営ビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的に開催し、当社の代表取締役社長が議長を務め、経営方針、事業戦略について相互に意見交換を行うことにより連結経営の強化を図っています。

・当社は、「グループ会社管理運営規程」に、当社グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督を行っています。

・事業年度毎の経営に対する責任を明確にするため、取締役および執行役員の任期は1年としています。

(2) 社外取締役の機能

・社外取締役は、それぞれ高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般への助言と監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たしています。

・社外取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行っています。

(3) 内部監査および監査役監査

- ・当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、改善に関する指摘や提言、経営会議への監査結果の報告を行うことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制を確保しています。
- ・内部監査部は、当社グループ会社の業務監査を定期的に行い、監査結果を経営会議に報告し、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他の当社グループ会社への水平展開を行っています。
- ・監査役会は、社外監査役2名以上を含む4名以内の監査役で構成しています。常勤社外監査役の1名は金融機関の出身で国際公認投資アナリストの資格を有し、常勤監査役の1名は当社経理部門責任者を務めるなど、各々財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役は、会計監査人、内部監査部と相互の監査計画を交換し、監査の重点項目の確認、調整を実施しています。
- ・監査役は、内部監査の年次計画に基づく業務監査実施状況について定期的に報告を受け、意見交換を行っています。また、日常的に連携して、監査運営上の充実を図っています。
- ・監査役は、「財務報告に係る内部統制」の監査の実施状況について、内部監査部から定期的に報告を受け、意見交換を行っています。
- ・監査役は、会計監査人と定期的かつ随時コミュニケーションを持ち、監査状況の確認を行うとともに、監査上の必要事項に関する諸問題について、意見交換を行っています。
- ・監査役は、会計監査人の会計監査、実地棚卸立会、グループ会社往査に立会い、監査結果の報告を受けています。

(4) 会計監査の状況

- ・会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任し、経営情報を正しく提供する等、公正不偏な会計監査を受けております。2018年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員：齊藤直人、榎田達也

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士14名 公認会計士試験合格者等4名 その他16名

(注) 継続関与年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

また、顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前項「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載の当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社経営における意思決定および業務執行ならびに監督に当たり有効に機能しており、最適な体制と認識しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の3週間前を目処に発送しております。 第105回(2018年3月期)の場合、総会開催日は2018年6月26日ですが、招集通知は6月1日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ、東京証券取引所TDnetに、招集通知(要約)の英訳版を日本語版と同時に掲載しております。
その他	招集通知はその発送前に当社ホームページ、東京証券取引所TDnetに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示基本方針」を定め、当社ホームページ(http://www.kureha.co.jp/policies/index.html)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家向けに、中間、期末の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、株主総会関連の資料や、当社の特徴をわかりやすくまとめたコンテンツなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部が業務を分掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「クレハグループ倫理憲章」において、当社およびグループ会社と関わるステークホルダーとの関係を尊重のうえ、国内外の法令、社会的規範およびその精神を遵守し、社会的良識をもって行動することを定めております。また、2004年に制定した「企業理念」や「行動基準」においても、地球市民として企業の社会的責任を十分認識し、様々なステークホルダーとの良好な関係を築いていくことを成文化しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、化学物質を取り扱う企業として、社会や環境・安全に対する責任ある自主的管理活動として「レスポンシブル・ケア(RC)活動」に取り組んでまいりましたが、さらに企業理念の実践を通じてさまざまな社会的課題の解決に積極的に取り組むべく、2016年4月にRC本部を発展的に改組したCSR推進本部を設置し、CSR活動の推進体制を整えました。2016年度では各部門におけるCSR重要課題(マテリアリティ)を特定し、これらの解決に向けて、PDCAサイクルを回し続けていくことで、継続的に改善していく取組みを開始しました。</p> <p>地域社会での活動例としては、主力拠点のある福島県いわき地区において、社団医療法人呉羽会「呉羽総合病院」によるいわき市南部の中核病院としての地域医療、雇用を通じた障がい者の自立支援および社会参加を目的とする特例子会社「株式会社さんしゃいんクレハ」の運営などにより、社会との共生に取り組んでおります。</p> <p>当社のCSR活動については、毎年発行している「クレハCSRレポート」に取りまとめ、ホームページに掲載しております。(http://www.kureha.co.jp/csr/report.html)</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、次のとおり「情報開示基本方針」を定め、これをホームページにおいて公開しております。</p> <p>(http://www.kureha.co.jp/policies/index.html)</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、『中期経営計画Kureha'sChallenge 2018』において、“全社員の活躍向上に向けた人財育成と女性の活躍推進に向けた環境整備”を経営基盤の強化策のひとつとして掲げています。</p> <p>当社は、社員一人ひとりが仕事と家庭を両立し、活躍し続けられるための諸施策の提言、環境の整備および多様性に対応した支援・相談体制を構築するため、2016年5月より「輝きアップ推進プロジェクト」の活動を開始し、2017年3月の経営陣への答申をもって、本プロジェクトを終了しました。この答申では今後の取り組むべき方向性が示されており、管理本部が中心となって具体的な施策の検討を進め、実施しています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社グループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システムの基本方針)は次のとおりです。

< 企業活動の方針 >

当社は、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の一層の向上を目指し、以下の「企業理念」、「目指すべき方向」、「行動基準」を内部統制の基本コンセプトにおき、企業活動の指針とします。

「企業理念」

私たち(クレハ)は

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

「目指すべき方向」

私たち(クレハ)は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

「行動基準」

私たち(クレハ)は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ：顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ：常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ：相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

1. 当社および当社グループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社および当社グループ会社は、コンプライアンス(法令および社会的規範の遵守)に関する基本方針として、「クレハグループ倫理憲章」を定め、これに基づき、各社で「コンプライアンス規程」を定めて、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、法令のみに留まらず社会的規範の遵守に努めます。

2) 当社は、代表取締役社長が取締役から指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、「クレハグループ倫理憲章」に基づく「クレハコンプライアンス行動基準」等により、当社におけるコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、当社グループ会社におけるコンプライアンスの周知徹底を支援します。

3) 当社および当社グループ会社は、法令等に反する行為を早期に発見するために、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定めて、社内および社外(弁護士)にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口(ホットライン)を設置します。

4) 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をすることを「クレハコンプライアンス行動基準」に明記し、関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図ります。

5) 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性及び有効性を評価検証し、改善に関する指摘や提言、経営会議への監査結果の報告を行うことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制を確保します。

6) 当社および当社グループ会社は、レスポンシブル・ケア活動(環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動)を企業の社会的責任と認識し、「レスポンシブル・ケア方針」を定め、各社において実施計画を策定し、実行します。

7) 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、代表取締役の責任の下、「内部統制報告書」を作成し提出します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報である各種議事録、決裁書類等については、「文書管理規程」等に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適正な保存と管理を行います。

3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、事業活動に伴い発生するリスクを分類し、リスク・マネジメント委員会、CSR委員会、情報統括委員会の各委員会がリスク管理を行う体制を確保します。CSR委員会は、環境と人々の安全を確保するレスポンシブル・ケア活動について、情報統括委員会は、その下部機関として情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティの確保について、その他事業上のリスクについてはリスク・マネジメント委員会が管理を行います。各委員会は当該リスクへの具体的な対策について代表取締役社長に提言を行い、職制を通じた実施状況を監督するとともに、当社グループ会社におけるリスク管理の支援を行います。

2) 当社は、不測の事態や経営に重大な影響を与えるおそれのあるリスクが発生したときには、「非常事態対応規程」に基づき対応し、当社および当社グループ会社は、事業継続計画(BCP)に定めた、企業活動を継続する体制を確保します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、独立社外取締役2名以上を含む、10名以内で構成し、取締役会長(空席の場合は代表取締役社長)が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行います。経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長以下執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、当社の経営に関する重要案件等について審議し、経営上の意思決定が効率的に行われることを確保します。

2) 具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図ります。

5. 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、「グループ会社管理運営規程」に、当社グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督を行います。

2) 当社は、当社グループ会社を取締役または監査役を派遣し、各グループ会社の適正な管理と監督を行います。

3) 当社と当社グループ会社における中長期的経営ビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的開催し、当社の代表取締役社長が議長を務め、経営方針、事業戦略について相互に意見交換を行うことにより連結経営の強化を図ります。

4) 内部監査部は、当社グループ会社の業務監査を定期的に行い、監査結果を経営会議に報告し、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに

に、他の当社グループ会社への水平展開を行います。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役からその職務を補助すべき従業員を置くことの要請があった場合は、取締役は、監査役と具体的な人選を協議し、配置します。
- 2) 監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く場合は、取締役側からの独立性を確保し、補助従業員の権限、配属部署、指揮命令権等を明確化し、監査役から当該従業員に対する指示の実効性を確保します。

7. 当社の取締役・従業員や当社グループ会社役員・従業員等が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、事業運営に影響を与える重要事項、コンプライアンス相談窓口(ホットライン)への通報および相談状況について、監査役にすみやかに報告します。また、監査役が必要に応じ、取締役・従業員やグループ会社の役員・従業員に対して報告を求めることができる体制を確保します。
- 2) 当社は、監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制を確保します。また、経営会議および連結経営会議の議案の審議状況についても監査役が把握できるようにしています。
- 3) 当社は、監査役へ全ての稟議書・伺書、内部監査部の監査結果および製品苦情受付状況等を報告します。
- 4) 代表取締役および社外取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行います。
- 5) 当社は、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」に、コンプライアンス相談窓口(ホットライン)への通報や相談を行った者に対して、これを理由に一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めます。
- 6) 当社は、監査役職務の執行において発生する費用の一定額を毎年予算に計上し、監査に必要な経費を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をすることを「クレハコンプライアンス行動基準」に明記し、関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

- (1) 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。
- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。
- (3) しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。
- 当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みのひとつとして、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策である当社株式等の大規模買付行為への対応策を導入しています。2007年6月27日開催の第94回定時株主総会において承認された対応策は、2010年6月25日開催の第97回定時株主総会、2013年6月25日開催の第100回定時株主総会および2016年6月24日開催の第103回定時株主総会の決議により、内容を一部変更した上で更新しております(以下「本対応策」といいます)。

本対応策の概要は、次のとおりです。

本対応策は、議決権割合が20%以上となる当社株式等の大規模買付行為が行われる場合に買収者が守るべき大規模買付ルール(大規模買付行為に関する十分な情報提供と取締役会の十分な検討期間の確保)を明らかにし、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当等を活用し、買収者の持ち株比率の低下を狙うことを事前に公表する「事前警告型」です。

本対応策では、大規模買付ルールが遵守されている場合は、原則として対抗措置をとることはありません。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないとき、または大規模買付ルールを遵守した場合であっても以下のいずれかの事由があるときは、「独立委員会」の勧告および株主の皆様意思を最大限尊重して、新株予約権の無償割当等の対抗措置を講じることがあります。但し、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭の交付は行いません。

- ・東京高裁四類型(グリーンメーラー、焦土化経営、資産流用目的、一時的配当)に該当する場合
- ・強圧的二段階買収に該当する場合
- ・買収者の提案する買付条件(対価、算定根拠等)が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分・不適切な場合
- ・買収者による支配権獲得により、ステークホルダーとの関係を損なうことによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合
- ・買収者による買収後の経営方針が不十分・不適切であるため、中長期的な将来の企業価値との比較において、買収者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合

なお、独立委員会は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保することを目的として設置するもので、社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任し、合計で3名以上にて構成されるものです。

本対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の定時株主総会終結時までとし、その後の更新については株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても(1)株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または(2)取締役会により本対応策が廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

3. 本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

「中期経営計画Kureha's Challenge 2018」および「コーポレート・ガバナンスの強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

また、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること
- ・企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること
- ・株主意を尊重するものであること
- ・独立性の高い社外者の判断の重視
- ・合理的な客観的要件の設定
- ・デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策の詳細につきましては、2016年4月19日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」を当社ホームページ(http://www.kureha.co.jp/newsrelease/uploads/20160419_3.pdf)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 情報開示基本方針

当社は、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本におき、適時・適切な情報開示を行います。

(1)当社はすべてのステークホルダーに対し、金融商品取引法、証券取引所が定める「適時開示規則」並びに関係法令を遵守し、適時・適切な情報開示を行います。

(2)当社は、金融商品取引法、「適時開示規則」、その他関係法令の開示義務に該当する情報について、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)など、規定に定められた方法により開示を行います。また、開示した情報は速やかに当社ホームページに掲載します。「適時開示規則」に該当しない情報は、適時開示の精神を踏まえ、資料の提供、記者会見の実施、説明会の開催、印刷物の配布および当社ホームページなどにより、適時に開示します。

(3)当社は、当社の「情報開示ルール」に基づき情報開示を行います。また、実行した情報開示の適切性については、情報開示委員会が適宜検証を行います。

2. 適時開示に係る体制

(1)開示に係る組織

当社では、会社情報の開示に係る事項については、広報・IR部が主管部門となり、関連部門と連携して適時・適切な情報開示を行っております。また、社則に定めた「情報統括規程」および「情報開示規程」に基づき、「情報統括委員会」および「情報開示委員会」を設置し、グループ会社を含めた会社情報の適正な管理体制の構築とその運営の推進に努めております。

(2)内部情報の管理

当社では、未公表の重要な会社情報について、「内部者取引管理規則」にしたがって厳重に管理するとともに、インサイダー取引の未然防止を図っております。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(*1)である者。
2. 当社グループを主要な取引先(*2)とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先(*3)またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主(*4)である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(*5)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者(*6)が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

(*1)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

(*2)「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

(*3)「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(*4)「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

(*5)「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう(団体の場合は、連結売上高の2%を超えることをいう)。

(*6)「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

